

# 県税事務所の統合

## 富山県

人口：1,114,714 人

面積：4,247.39 km<sup>2</sup>

### 取組の概要

事務処理体制を強化し適正で公平な課税を確保すること、機能分担型徴収体制を確立し納税の公平を確保すること、徴税コストを削減し行財政改革を推進することなどを目的として、県下4箇所の県税事務所を1つの総合県税事務所に統合するとともに、総合県税事務所自動車税センターにおいて県下全体の自動車税、自動車取得税に関する賦課業務を集中処理することとした。

### 取組の紹介

#### 1 取組の背景

富山県の県税事務所の体制では、次に掲げる課題が生じており、これらの課題に対応するため、県税事務所の統合が必要となっていた。

##### (1) 事務処理体制の脆弱化

- ・ 税の賦課徴収を4県税事務所（富山、高岡、魚津、砺波）、1自動車税センター（賦課のみ）で分散処理しており、各事務所の組織体制、人員規模や職員の税務に関する知識・経験の違いなどから、限界事例への適切な対応や滞納案件の適切な進行管理、機動的な滞納整理ができない事例が出てきていた。

##### (2) 行財政改革推進の必要性

- ・ 三位一体改革が進むなかで、厳しい財政環境にある地方団体には、さらなる行財政改革が求められており、県税の賦課徴収に対する県民の理解や県行政に対する信頼を得るには、税務行政においても一層の徴税コストの削減が必要である。

##### (3) 税務行政電子化への対応

- ・ エルタックス（電子申告）の稼動に伴い、これに適切に対応するためには、対応窓口を1箇所に集中化するなど、できるだけ簡素で機動的な組織体制とすることが必要である。

(4) 市町村合併の進展

- ・ 市町村合併の進展に伴い、県税事務所の所管区域の見直しが必要となっていた。

## 2 取組の具体的内容

(1) 賦課徴収体制の一元化

① 4 県税事務所の総合県税事務所への統合

- ・ 自動車税、自動車取得税、地方消費税、県たばこ税、県固定資産税以外の県税の賦課事務及び全税目の徴収事務を総合県税事務所へ統合した。

② 自動車 2 税に係る賦課事務の自動車税センターへの一元化

- ・ 自動車 2 税の証紙徴収に係る賦課事務に加え、普通徴収に係る賦課事務についても自動車税センターに一元化した。

(2) 複数担当制による課税の公平の確保

- ・ 課税部門では、人員の集約化により、1 つの税目を複数の職員が担当する複数担当制とした。
- ・ これにより、県内全域において課税の一層の公平性を確保するほか、組織内に課税に関する情報やノウハウの蓄積を進め、また、機動的な調査にも積極的に対応することとした。さらには、人事異動に伴う組織効率の低下等の影響を軽減できる体制とした。

(3) 個人住民税・自動車税対策班の新設と納税課の機能分担型体制への再編等

- ・ 収入未済額中、その比率の高い税目である個人住民税及び自動車税に係る専担組織を設置した。
- ・ また、個人住民税は地方税法第 48 条による市町村からの「徴収の引継ぎ」制度を活用し、県において徴収及び滞納処分を実施することとした。
- ・ さらに、納税課の組織運営のあり方を従来の滞納発生から取立配当までを 1 人で処理する自己完結型から、初動、交渉、徴収の各段階で担当職員が替わる機能分担型に改め、かつ、目標管理に基づく進行管理を行うこととした。

(4) 納税者サービスの確保及び向上

- ・ 県税の一元化に伴う住民の利便性を考慮して、高岡、魚津及び砺波に相談室を設置し、税に関する一般的な相談、窓口収納、納税証明交付、申請書等の中継を行うこととするとともに、減免申請等の相談にも対応できるように総合県税事務所等と相談室をつなぐテレビ電話相談システムを構築した。
- ・ また、収納窓口の拡大のため、自動車税の平成 18 年度定期課税に向けてコンビニ収納を導入した。
- ・ さらに、従来、事務所への来所を原則としていた事務について、次のとおり事務処理方法を変更した。

- ① 狩猟税、納税証明発行手数料及び免税軽油使用者証発行手数料について、県の収入証紙による徴収に変更した。
  - ② 不動産取得税の減免申請について、郵送による申請を可能とした。
  - ③ 自動車税の身障減免申請について、郵送による申請を可能とした。
  - ④ 免税軽油使用者証、同免税証の申請及び引渡しについて、郵送によることを可能とした。
- ・ 今後、電子申告等、税の電子化の促進に努めることとしている。
- (5) 国、市町村、関係団体等との関係
- ・ 情報元となる市町村及び税務署との関係を良好に保つため、管理職が十分な意思疎通を図ることとするとともに、税務署管内ごとにある地区税務協議会（国、県、市町村で構成）が実質的に三税協力の組織となるよう運営を工夫することとした。なお、同じく税務署管内ごとにあった地方税務研究会（県、市町村で構成）は廃止し、同研究会で実施していた不動産評価研修及び徴収事務研修は県が実施することとした。
  - ・ また、市町村、税務署、法務局、NTT、銀行等の調査の定期的、効率的実施に努めることとした。
- (6) 電算システムの改修
- ・ エルタックスに接続するためのインターフェースの構築等を適切に進めることとした。また、コンビニ収納が可能となるよう、納付書様式の改訂及びインターフェースの構築を適切に進めることとした。
- (7) 県税の統合に要する費用
- 39,000 千円（システム改修 23,000 千円、配線工事 2,500 千円、テレビ電話 1,000 千円、施設改修 10,000 千円、引越 1,500 千円、物品購入 1,000 千円）
- (8) 実施時期
- 平成 17 年 10 月 1 日

【県税事務所の統合に係る組織の新旧対照表】

<H17.4現在>	<統合後>
<p>富山県税事務所</p> <p>所長 次長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企画管理課 — 総務班</li> <li>課税課               <ul style="list-style-type: none"> <li>事業税班</li> <li>不動産取得税班</li> <li>軽油引取税班</li> </ul> </li> <li>納税課               <ul style="list-style-type: none"> <li>収納班</li> <li>整理班</li> </ul> </li> </ul> <p>【支所】</p> <p>自税セ 所長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 所長代理               <ul style="list-style-type: none"> <li>業務課</li> <li>課税課</li> </ul> </li> </ul>	<p>総合県税事務所</p> <p>所長 次長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企画管理課               <ul style="list-style-type: none"> <li>総務班</li> <li>管理班</li> </ul> </li> <li>課税第一課               <ul style="list-style-type: none"> <li>事業税第一班</li> <li>事業税第二班</li> <li>軽油引取税班</li> </ul> </li> <li>課税第二課               <ul style="list-style-type: none"> <li>不動産取得税第一班</li> <li>不動産取得税第二班</li> </ul> </li> <li>納税課               <ul style="list-style-type: none"> <li>収納第一班</li> <li>収納第二班</li> <li>整理班</li> <li>個人住民税・自動車税対策班</li> </ul> </li> </ul> <p>主幹</p> <p>【支所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 高岡相談室長</li> <li>【支所】 — 魚津相談室長</li> <li>【支所】 — 砺波相談室長</li> <li>【支所】 自税セ 所長               <ul style="list-style-type: none"> <li>— 所長代理                   <ul style="list-style-type: none"> <li>業務課</li> <li>課税課</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
<p>高岡県税事務所</p> <p>所長 一次長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企画管理課 — 総務班</li> <li>課税課               <ul style="list-style-type: none"> <li>事業税班</li> <li>不動産取得税班</li> </ul> </li> <li>納税課               <ul style="list-style-type: none"> <li>収納班</li> <li>整理班</li> </ul> </li> </ul>	
<p>魚津県税事務所</p> <p>所長 一次長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企画管理課 — 総務班</li> <li>課税課               <ul style="list-style-type: none"> <li>事業税班</li> <li>不動産取得税班</li> </ul> </li> <li>納税課</li> </ul>	
<p>砺波県税事務所</p> <p>所長 一次長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企画管理課 — 総務班</li> <li>課税課               <ul style="list-style-type: none"> <li>事業税班</li> <li>不動産取得税班</li> </ul> </li> <li>納税課</li> </ul>	

統合後の事務分担

- 1 総務班: 庶務、県税の収納、庁舎管理      管理班: 県税の収納、納税証明書の発行、過誤納還付
- 2 事業税第一班: 法人二税      事業税第二班: 個人事業税、利子割、配当割、株式譲渡所得割
- 3 軽油引取税班: 軽油引取税、ゴルフ場利用税
- 4 不動産取得税第一班: 承継、準拠      不動産取得第二班: 原始
- 5 収納第一班: 県東部の初動、交渉      収納第二班: 県西部の初動、交渉      整理班: 大口困難案件、公売
- 6 個人住民税・自動車税対策班: 個人住民税・自動車税の滞納整理
- 7 相談室: 県税の収納、納税証明書の発行、税に関する相談、庁舎管理
- 8 自動車税センター 業務課: 過誤納還付、県税の収納、納税証明書の発行      課税課: 自動車2税の課税、身障者減免

### **3 取組の効果**

#### (1) 賦課徴収における公平の確保

- ・ 個人事業税、不動産取得税などの賦課税目において、課税基準（国運用通知及び固定資産評価基準）の解釈・運用が県税事務所によって異なる場合が見られたが、統合により統一が図られ、より公平な課税ができるものと考えている。また、小規模事務所において一人で担当していた税目を、統合後は複数で担当することにより、人事異動に強い体制となり、正確で効率的な事務の執行が可能となるものと考えている。
- ・ 納税にあっては、滞納案件を「お蔵入り」させない機能分担型の徴収体制を導入し、強力な滞納整理に取り組むこととした。また、自動車税及び個人住民税の専担組織の設置により、収入未済額の減少のための抜本的な対策を講ずることとした。これらにより、今後数年以内に収入率 98%（0.8%増、全国上位）の実現を目指すこととし、税の公平性、県民の信頼性を確保することとしている。
- ・ 平成 17 年 10 月 1 日からの実施であるが、差押件数が平成 16 年度 261 件から平成 17 年度 486 件へと大幅に増加している。

#### (2) 徴税コストの軽減

- ・ 一元化によるスケールメリットを活用して徴税コストを軽減することとしている。主な内容は、次のとおり。
  - 統合により職員数が削減された。（138 人→123 人 15 名減）
  - 自動車税の納税通知書を 1 箇所から送付することにより、100 万円以上の郵送料の削減が可能になった。

### **4 取組中の課題・問題点**

- ・ 納税者との距離が拡大することへの対応  
→ 税務事務所の統合が、県民サービスの低下につながらないようにするため、旧 3 県税事務所への相談室設置や、コンビニ収納、郵送による申請等の取組を実施したものである。

### **5 住民の反応・評価**

- ・ 県議会は、統合自体は総じて賛成であった。一部からは、むしろ改革の速度が遅いとの指摘もあった。また、県議会や地元市町村から、統合により住民サービスを低下させないようとの要請があった。
- ・ 統合前には、県民から意見は特になかった。統合後は、一部には納税・申告窓口が遠くなり不便になったとの声もあったが、大きな支障はなかったと考えている。

## **6 今後の課題**

- ・ 県税事務所の一元化は、事務処理体制の強化、行財政改革の推進、税務行政の電子化への対応などの目的を実現するための手段である。今後は、一元化によるメリットを活かせるよう、より一層の改革を進めていく必要がある。
  - 統合後の新たな取組
    - 平成 18 年度（実績） インターネット公売の実施、直接徴収の実施
    - 平成 19 年度（予定） 自動車税滞納者に対する電話催告業務の民間委託、  
タイヤロックを活用した滞納整理の実施、直接徴収の拡大、  
エルタックスなど税電子化対象手続きの拡大

## **7 今後取組む自治体に向けた助言**

- ・ 本県においては、事務処理体制の強化や徴税コストの削減などの観点から、県税事務所の一元化が最も適当であると考え断行したものであるが、相談室の設置、テレビ電話相談システム導入、コンビニ収納の実施、エルタックスへの対応などにより、県民サービスの低下にならないように努めたところである。
- ・ 各自治体におかれても、住民の視点に配慮し、改革を進めていくことが最も必要なことであるとする。
- ・ なお、本県において県税事務所の一元化が実現できたのは、本県が東西 90 k m、南北 76 k m のコンパクトな県であり、かつ、県庁・総合県税事務所が県のほぼ中央に位置しているという地理的な条件に恵まれていることが大きいと考えられる。

**担当部署：税務課**